

2023(令和5)年度
教区人権学習会開催要項

「人権と災害」

教区長各位

この要項は、教区人権学習会を進めていただくにあたり、事前連絡をはじめ、時間配分、開会、学習の趣旨、進め方、報告書の提出などの一例を記載しております。学習会の一助としてご活用いただければ幸いです。

■ 学習の趣旨

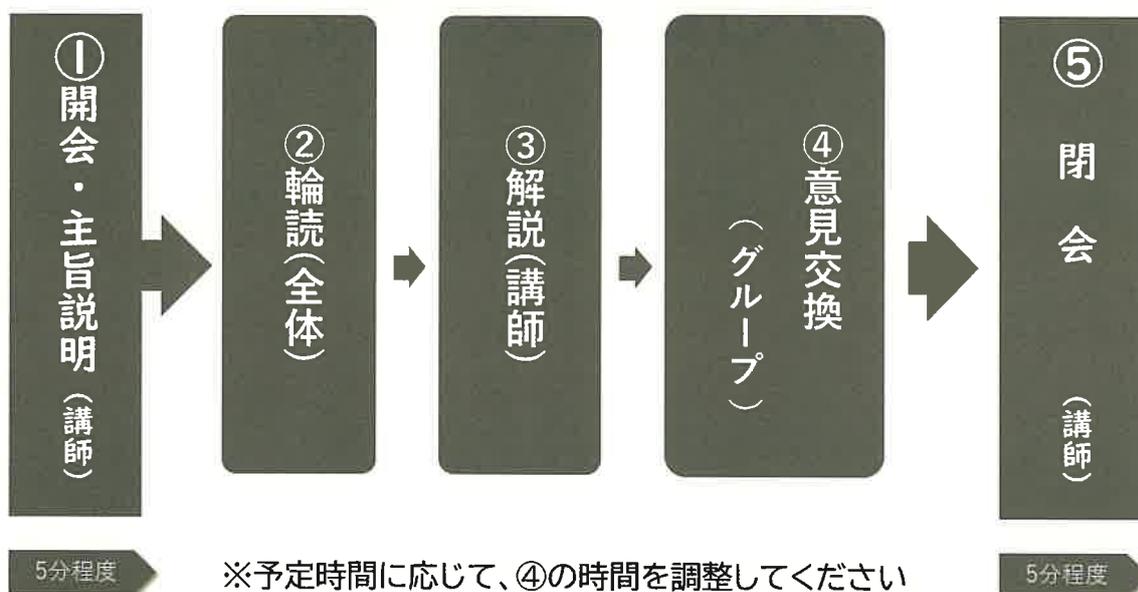
前年度(2022年)は、「ここから～東日本大震災から10年～」と題して東日本大震災をテーマに学習いたしました。2023年は、東日本大震災の13回忌に当たる年です。今年度も引き続き、「人権と災害」を軸に、災害などの非常時における諸問題と、平時における寺院の備えや実践について学ぶため、今年度は「『人権と災害』～寺院の災害支援と平時の備え～」について学習会をすすめていただきます。

事前準備

学習会当日は、本冊子の4～9頁(資料①、②)のコピーを学習資料として参加者人数分ご用意ください。学習資料は、『曹洞宗報』令和5年4月号の「人権フォーラム」にも掲載されていますので、そちらをご持参いただく事でも学習が可能です。参加者には筆記用具と合わせてご持参いただきますようお願い下さい。

学習の進め方

開催日程案 ※下記の日程は一例です。当日の予定に合わせて変更をお願いします。



- ① **開会・趣旨説明 (講師)**
講師より本冊子「学習の趣旨」等をご参考に学習会の導入としてください。
- ② **資料輪読 (全体)**
資料を輪読してもらいながら進めることを想定しています。
- ③ **解説 (講師)**
後述の解説を参考に、講師より補足をお願いいたします。
- ④ **意見交換 (各グループ)**
輪読、解説の後に参加者同士の意見交換を行うと活発な学習会になります。
講師よりの解説が終わったら、少人数のグループで意見交換の時間を持ってくだ

さい。隣や前後の人で4人くらいに分かれてもらうのも良いでしょう。目安は10分ほどですが、議論が活発ならば適宜延長をお願いします。

●意見交換のポイント（講師より参加者へ以下の点をご説明願います）

- ・全員が発言しやすい雰囲気作りが大切です。一人ひとりが発言できる時間を設けてください。異なる意見でも否定せず、なぜそう考えるのかを大切にしてください。
- ・お互いの意見や疑問について話し合う事で、研修内容について学びを深めてください。
- ・「予定調和を乱すから思ったことを発言しない」ようにするのではなく、多様な意見を通じて学びを深めるためにも、自由な発言をしてください。見解が異なる意見が出されても、否定批判をいたずらにするのではなく、皆で考え、議論をする（共有する）ことを基本とします。そのうえで、グループ内で解決を図ってください。
- ・「これが分からない」等の疑問が出た場合には、他の参加者はどう思うか聞くなどして、活発な意見交換がなされるよう工夫してください。
- ・研修の主旨に反した発言や認識不足による発言があっても、研修中での解決を基本とします。

※意見交換の際には新型コロナウイルス感染症拡大防止にも充分ご配慮ください。

⑤ **閉会（講師）**

講師より、閉会の言葉をお願いいたします。また、人権本部からのメッセージとして、次の言葉を添えていただければ幸いです。

今年度は、人権と災害について学習していただきました。

災害は、人命が危機にさらされる脅威です。災害の被災者となれば、誰しも自分のことと精一杯になってしまい、他人を思いやる余裕などなくなってしまうことでしょう。だからこそ、支援や復興にあたる場合、被災者の人権を守ることをいつも以上に意識することが大切ではないでしょうか。寺院と檀信徒の関係は、災害時のつながりを支える大きな公共財とも言えます。「備えあれば憂いなし」人権を基本とした備えをともに考え、誰ひとり取りこされない社会を創ってまいりましょう。

皆さまの一人ひとりの「実践」が、より良い形に繋がっていきますよう願ってやみません。

※学習会が終わりましたら、各自感想をご記入いただく（P.11）時間を設けてください。それらの感想は実施報告に反映していただくようお願いいたします。

報告書の提出について

教区長におかれましては、この要項の末尾に掲載の報告書（P.10）に必要事項並びに学習会での意見・感想等を記入して、宗務所にご提出ください。記載欄が不足した場合は、別の用紙にお書きください。

なお、報告書は曹洞禅ネットの寺院専用ページからダウンロードが可能ですので、ご利用ください。

2023(令和5)年度教区人権学習会資料 「人権と災害」～寺院の災害支援と平時の備え～

●はじめに

人権に関する事柄は、日々の日常では感じにくいと言われています。しかし、日本国憲法第12条には「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」とされています。人権は、日本に暮らす私たちの不断の努力で守られているのです。これは災害時も同様です、被災者であれば人権が制限されても仕方がない、とするわけにはいきません。また、災害が起こる前、平時から備えることで守ることができる人権もあるのではないのでしょうか。人権と災害について考えてみましょう。

●ふりかえり「ここから～東日本大震災から10年～」

前年度(2022年)は、「ここから～東日本大震災から10年～」と題して東日本大震災をテーマに学習いたしました。学習資料映像の中では寺院が災害を学習・伝承する場になっている場面、僧侶が被災檀信徒の心の支え、寺院が地域やボランティアの人々が集う場所になっている場面、僧侶が社会福祉協議会と連携して支援活動に携わっている場面などが紹介されました。こうした活動が持つ意味は多岐にわたりますが、そこには人権という視点からも見逃せない意義がありました。

●弱者は災害時、更に弱者に

東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合についても、被災住民全体の犠牲者の割合と比較して2倍程度に上ったといわれています。

高齢者、障害者、妊産婦など、避難所の生活において特別な配慮が必要な方と、その家族を受け入れる避難所を「福祉避難所」といいます。福祉避難所は、1995(平成7)年に発生した阪神・淡路大震災を機に見直された災害救助法によって1996(平成8)年に位置づけられたものの、その後の具体的な取り組みは進んでいませんでした。初めて設置されたのは2007(平成19)年の能登半島地震で、翌2008(平成20)年に厚生労

働省から福祉避難所についての設置・運営ガイドラインが出されたことにより、ようやく要支援者のための避難支援の動きが広がり始めました。地域のバリアフリー施設を福祉避難所として指定する動きや、自治体と特別養護老人ホームなどの福祉施設の間で福祉協定を結ぶ事例が増えています。が、いくつか問題もあります。

- ① 平時において福祉避難所が、どこで開設されるかが広く知られていない
- ② 福祉避難所の利用が必要な人の把握、その支援をする人の確保が必ずしも十分ではない
- ③ 上記の結果、災害時に福祉避難所を利用すべき人が利用できない。…等々

見た目では困難がわかりにくい内部障害者、難病患者等も、学校や公民館のような避難所に長期間いることに伴う困難も生じることでしょう。

精神障害や知的障害のある人は、集団生活が馴染みにくく、周囲とのトラブルに巻き込まれたという事例もあります。

●平時からの備えと寺院

災害時に特別な医療器具や治療が必要な方を受け入れることは、難しいかもしれませんが、僧侶という立場にある者と、寺院という場所が果たせる役割は多いのではないのでしょうか。

正式な福祉避難所として自治体と協定を結ぶことは出来なくても、檀信徒や地域の方々との関係や、相応の空間を持つ寺院を災害時にどう活用できるのか、平時から考えておくことは決して無駄にはならないはずです。大規模な避難所となることは難しくとも、地域に災害時の支援が必要な人がどれだけいるのか、どういった人をどれくらい一時避難所として寺院に受け入れられるのか、地域の消防署、消防団や社会福祉協議会等と話しておくこともとても有効なことのひとつと考えられます。

●寺院や僧侶が持つ強み

例えば…

- ①僧侶は檀信徒や地域の中で、支援が必要な人を把握することが比較的容易な立場にある
- ②ある程度の人数を受け入れられる本堂、庫裏等を備えている
- ③僧侶や空間そのものが、利用者にとって一定の安心感の担保となる …等々

上記を具体的に考えてみると…

- ①支援を必要とする人々を受け入れる時の合理的な配慮について、当事者の意見を事前に確認しておく
- ②寺院も受け入れ先の一つとなれることを地域と共有する …等々

本資料は、令和5年度の『現職研修・寺族研修No.44』に掲載されている山田悠平氏にご寄稿いただいた『災害において人権がなぜ大切なのか～平時からの備えをともに～』の原稿をもとに作成いたしました。より詳細な内容となっておりますので、是非ご確認ください。また寺院が様々な人とともに在るために必要な考え方については2018～2021年度の「障害の解消」に関する教区人権学習資料が参考になるはずです。それらの考え方を平時だけでなく、非常時にどう活かすことができるのか。地域の寺院が集まる機会にお考えいただきたいと考え、今年度のテーマを「人権と災害」といたしました。

次は、その理念や具体的な事例を示すものとして、「『防災と宗教』クレド（行動指針）」について大阪大学大学院人間科学研究科・稲場圭信教授にご寄稿いただいております。

「防災と宗教」クレド(行動指針)

大阪大学大学院人間科学研究科教授 稲場圭信

東日本大震災では、寺社教会などの宗教施設にも住民が多数避難しました。被災地で宗教施設は地域資源として、「資源力」(広い空間と畳などの被災者を受け入れる場と、備蓄米・食糧・水といった物)があり、檀信徒、氏子、信者の「人的力」、そして、祈りの場として人々の心に安寧を与える「宗教力」がありました。地方では宗教施設がソーシャル・キャピタルの源泉として機能しているところもあり、災害時の避難所として関心が持たれています。また、都市部でも帰宅困難者対策として、宗教施設が一時避難所として行政から指定されるケースが増えています。

2015年3月16日、第3回国連防災世界会議においてパブリック・フォーラム「防災と宗教」シンポジウムが仙台市で開催されました。「防災と宗教」シンポジウムは、災害時における宗教者・宗教団体の取り組みを検証し、今後の災害対応における課題について話し合うことを目的として開催され、宗教者による防災の取り組み、災害時の緊急対応、復旧・復興期の役割、行政との連携、社会との開かれた関係の構築などをうたった「防災と宗教」提言文が採択されました。

その「防災と宗教」シンポジウムを主催した世界宗教者平和会議(WCRP)日本委員会、宗教者災害支援連絡会、宮城県宗教法人連絡協議会の3団体の連携で「防災と宗教」行動指針・策定委員会を組織し、筆者も委員の一人として参画しました。

「防災と宗教」提言文をもとに、宗教者が自らの使命の一つとして「防災」を位置づけるとともに、生命を守る取り組みにおいて連携する一般の市民団体、行政、さまざまな社会的セクターにおいて発信していく「防災と宗教」クレド(行動指針)を策定しました。その「防災と宗教」クレド(行動指針)は、以下の5つからなります。

「防災と宗教」クレド（行動指針）

1. 災害について学ぶ

宗教者・宗教施設は、防災減災について共に学べる場を提供します。

2. 災害に備える

宗教者・宗教施設は、災害時に向けて共に生きるための備えをします。

3. 災害時に支える

宗教者・宗教施設は、災害時に分け隔てなく共に命を支え合います。

4. 災害復興に歩む

宗教者・宗教施設は、共に身も心も災害復興に歩みます。

5. 連携の輪を広げる

宗教者・宗教施設は、民間機関・行政と共に連携の輪を広げます。

(2016年3月11日「防災と宗教」行動指針・策定委員会)

以下の補足説明は、具体的な行動や事例を示し、行動指針の意図を理解して頂くものです。行動指針を基本として、「できることは何か」という内部基準を各宗教施設で考えていく出発点にしましょう。

1. 災害について学ぶ

宗教者・宗教施設は、防災減災について共に学べる場を提供します。たとえば、地元の自然災害についての伝承の場を設けたり、防災意識を高める研修会を開催したりします。

2. 災害に備える

宗教者・宗教施設は、災害時に向けて共に生きるための備えをします。

たとえば、宗教施設に非常用備蓄品を保管し、地域的特徴と施設の条件に基づいた防災訓練などの取り組みを行います。

3. 災害時に支える

宗教者・宗教施設は、災害時に分け隔てなく共に命を支え合います。
たとえば、被災者のために、宗教施設を避難所や救援活動の拠点として可能な限り開放するとともに、炊き出し、物資の仕分け、瓦礫撤去、寄り添いなどの救援・支援活動を地域の人たちと共に行います。

4. 災害復興に歩む

宗教者・宗教施設は、共に身も心も災害復興に歩みます。

たとえば、宗教者は、被災者の信教の自由を尊重しつつ、寄り添い、傾聴、見守りなど、精神面のサポートを継続します。支援者あるいは被災者の一人として、自らの身心の健康にも留意しながら、自分たちができる範囲で取り組みます。

5. 連携の輪を広げる

宗教者・宗教施設は、民間機関・行政と共に連携の輪を広げます。

たとえば、宗教界、地域の学校、町内会、社会福祉協議会、NPO などの民間機関、そして行政とも連携し、対応をします。

東日本大震災後、多くの宗教者、宗教組織が、防災意識を高める研修会を開催したり、避難所運営のワークショップを開催したりしてきました。宗教者自らが、防災士の資格取得に取り組んだり、防災ワークショップを自主企画したりしています。また、宗教施設の敷地内には災害記念碑が建立されていたり、古文書などに災害の記録が残されていたりしています。地域の災害を伝承していくことにも留意したいところです。

資料の解説

以下の解説を参考に、資料の輪読後に補足説明をお願いします。

●ふりかえり「ここから～東日本大震災から10年～」

映像資料の岩手県大槌町の事例では、震災の記憶を後世に伝えるための会場に寺院使用されている場面がありました。この際、ボランティアの方々の話が終わった後に住職は集まった子供たちに境内の梵鐘を撞かせて言いました。「地震があった時は誰でも良いので、今日みたいに鐘を撞いて下さい、連続で撞いて下さい。周りの人が鐘の音を聞いて集まってきます。このお寺は高台にあるので、それだけで津波から助かる人が出るかもしれません」。こうした活動は、クレド(行動指針)1「防災減災について共に学べる場を提供」している場面と言えるのではないのでしょうか。

福島県南相馬の寺院では境内の清掃作務を通して、檀信徒の交流と心の拠り所の場となっていました。クレド(行動指針)4「寄り添い、傾聴、見守りなど、精神面のサポート」を住職が提供している場面となります。

宮城県山元町の寺院は本堂や境内地の復旧活動の中で、住職が自らボランティアセンターを立ち上げていました。復興支援室分室の活動は地域の社会福祉協議会と共にありました。こうした活動の在り方はクレド(行動指針)5「連携の輪を広げる」活動に当てはまるのではないのでしょうか。

●弱者は災害時、更に弱者に

資料では障害者犠牲は2倍とありますが、統計によっては4倍以上となる場合もあります。また、避難生活が始まってからも精神障害のある人へのインタビュー調査からは「プライバシーが保てない空間は大変で症状が悪化した」「ラジオ体操が不定期に大音量で行われ、日中休むことができなかった」などといった事例が寄せられています。こうした問題は精神障害のある人だけでなく、例えば妊産婦や性的マイノリティの人の中にも私的空間を必要とする人がいます。また服薬や定期的な治療が必要な人がそうした医療を受けることが困難になることもあります。

例えば、寺院でこうした人を受け入れ、必要な物を取りまとめる、といったことが自治体と連携できれば、受け入れ人数は多くなくとも、地域にとって大きな助けとなるはずです。

●平時からの備えと寺院

例えば、非常食の備蓄は大切ですが、非常食の保存期限が切れそうな時、単に買い替えるだけでなく、避難生活を想定した料理づくりなど、地域と一緒に楽しみごとを交えた防災ワークショップイベントとしてしまう事も一つの手段と言えます。土のう袋を作る体験をレース形式で開催し、大人も子供も一緒に学びとレクリエーションを両立させる事例も好評だったといえます。

また、普段から消防署や消防団、社会福祉協議会や学校など避難所となる施設と話し合う機会を持つという事も大切なことです。そして、支援を必要としている当事者の方々と対話することも大切なことです。福祉避難所の場合「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」を対象としています。

曹洞宗人権擁護推進本部 行

都道府県 第 宗務所 第 教区

教区長 (印)

2023 年度教区人権学習会実施報告書

1、日時 年 月 日 時 分～ 時 分

2、会場

3、講師 教区長 ・ 人権擁護推進委員 ・ 人権擁護推進主事

宗務所役職員 ・ その他 ()

4、参加者 住職 人 副住職 人 徒弟 人

寺族 人 檀信徒 人

その他 () 人

合計 人

切り取り

「ここから」私たちは何を備えていくか

A series of horizontal dashed lines for writing.